

第七十六号議案

例 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)」を「江戸川区特別区税条例(昭和四十年一月江戸川区条例第六号)第八条に規定する」に改め、同条第三項中「閏年」を「閏年<sup>じゆん</sup>」に改める。

付則第五項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第五十七条第一項に規定する延滞金の割合は、同項の規定にかかわらず、江戸川区特別区税条例で適用される割合の例による。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### 付 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の改正に伴い、延滞金の割合に  
ついでの特例を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたし  
ます。